

2015年6月25日 全11頁

税務当局による富裕層の資産把握の強化

平成27年度税制改正～財産債務調書、出国税、自動的情報交換

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 平成27年度の税制改正として、平成27(2015)年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」およびその政省令が公布され、順次施行されている。
- 平成27年度税制改正では、財産債務調書、出国税(国外転出時の有価証券等のみなし譲渡益課税の特例)、自動的情報交換など、富裕層への税務当局による資産把握および課税の強化を目的とした改正が目立っている。本稿ではこれらについて解説する。
- 財産債務調書は、貸借対照表(バランスシート)の個人版のようなもので、年間所得2,000万円超かつ保有財産3億円以上(または有価証券等が1億円以上)の要件に該当する人は、毎年、保有する財産と債務について種類別にその金額や数量などを記載して税務署に提出しなければならない。平成27(2015)年12月31日における財産・債務から対象になる。
- 出国税(国外転出時みなし譲渡益課税の特例)は、国外転出時に保有する有価証券を譲渡したものとみなして、みなし譲渡益に所得税を課税するもので、有価証券等を時価で1億円以上保有する人が対象となる。平成27(2015)年7月1日から施行される。
- 自動的情報交換とは、各国の税務当局が非居住者に係る金融口座の情報を自動的に交換し合うことであり、OECDの共通報告基準に基づき、日本も平成29(2017)年から導入する予定である。

[目次]

1. 財産債務調書制度の創設…………… 2ページ
2. 出国税(国外転出時みなし譲渡益課税の特例)の創設…………… 6ページ
3. 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換…………… 10ページ

1. 財産債務調書制度の創設

平成 27 年度税制改正により、財産債務調書制度が導入される。財産債務調書とは、貸借対照表（バランスシート）の個人版のようなもので、個人が保有する財産と債務について種類別にその金額や数量などを記載するものである。

個人のうち、一定の基準に該当する提出義務者については、毎年 12 月 31 日における財産・債務の状況について、翌年 3 月 15 日（所得税の確定申告期限）までの提出が義務付けられる。

平成 27 年 12 月 31 日分の財産・債務から提出が義務付けられる。

◆提出義務者

財産債務調書の提出義務があるのは、①その年の**所得要件**にあてはまり、②その年の 12 月 31 日時点で**資産要件**に該当し、かつ③**所得税の確定申告義務**がある人（個人）である。この条件に該当する人は、翌年の 3 月 15 日（所得税の確定申告期限の日）までに税務署に財産債務調書を提出しなければならない。

所得要件は、総所得金額および山林所得金額の合計額が**年 2,000 万円を超える**ことである。これには、退職所得金額は含まれない。したがって、例えば、総所得金額が 1,000 万円、退職所得金額が 2,000 万円である人は、所得要件に該当しない。

資産要件は、財産の価額が時価で**3 億円以上**あるか、または「有価証券等および未決済デリバティブ等」が時価で**1 億円以上**あるか、いずれかに該当することである。

ここでいう財産には、預貯金、有価証券、不動産、自動車、家財、書画骨董など、あらゆる財産が含まれる。国外において保有する財産も含まれる。

財産の価額が 3 億円以上というのは、純資産が 3 億円以上という意味ではなく、債務を控除する前の金額で 3 億円以上ということの意味する。したがって、例えば、財産が 4 億円あり、債務が 2 億円ある人も、資産要件に該当する。

有価証券等および未決済デリバティブ等とは、国外転出時のみなし譲渡益課税（本レポート 2. で後述）の対象となる財産のことで、具体的には 3 ページの図表 1 の⑥～⑨に該当する財産のことをいう。

◆財産債務明細書との関係

平成 26 年分所得の確定申告までは、財産債務明細書制度が設けられていた。財産債務明細書は、その年の総所得金額および山林所得金額の合計額が 2,000 万円を超え、所得税の確定申告書の提出義務がある人について、所得税の確定申告書の提出の際、財産債務明細書の提出を義務付けるものであった。財産債務明細書はその年の 12 月 31 日における財産および債務の金額等を記載するものであるが、資産要件はなく、所得要件を満たす人はその財産の金額にかかわ

らず対象になっていた。

財産債務明細書制度は平成 26 年分所得に係るものをもって廃止され、財産債務調書制度に引き継がれる。したがって、所得は 2,000 万円超だが資産要件には該当しない人については、今後は、財産・債務に係る明細を税務署に提出する必要がなくなる。

他方で、従来の財産債務明細書制度と比べ、財産債務調書制度では、調書（明細書）に記載すべき内容が増えている他、税務署に質問検査権が認められること、調書の提出・不提出による過少申告加算税・無申告加算税の加減算措置が追加されていることなど、内容が強化されている。

◆記載事項

財産債務調書には、提出者の氏名、住所、財産および債務の明細などを記載する（平成 28 年 12 月 31 日分の財産債務調書から個人番号（マイナンバー）も記載する）。

次の表の①～⑱の財産および債務の区分別に、それぞれ次の事項を記載する必要がある。用途別とは、一般用および事業用に記載するという意味である。また、①～⑱の区分別に財産・債務の金額を合計した合計表も記載して財産債務調書と併せて税務署に提出する必要がある。

図表 1 財産債務調書の記載事項

	区分	区分の中の小分類			記載内容			備考	
		種類別	用途別	所在別	価額	取得価額	その他		
①	財産	土地	—	○	○	—	地所数、面積	庭園その他土地に附設したものを含む	
②		建物	—	○	○	—	戸数、床面積	附属設備を含む	
③		山林	—	○	○	—	面積	林地は、土地に含ませる	
④		現金	—	○	○	—	—	—	
⑤		預貯金	当座預金、普通預金、定期預金等の別	○	○	○	—	—	—
⑥		有価証券	株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等の別および銘柄別	○	○	○	○	数量	—
⑦		匿名出資組合の出資の持分	匿名組合の別	○	○	○	○	数量	—
⑧		未決済信用取引等に係る権利	信用取引および発行日取引の別ならびに銘柄別	○	○	○	○	数量	—
⑨		未決済デリバティブ取引に係る権利	先物取引、オプション取引、スワップ取引等の別および銘柄別	○	○	○	○	数量	—
⑩		貸付金	—	○	○	○	—	—	—
⑪		未収入金（受取手形を含む）	—	○	○	○	—	—	—
⑫		書画骨とうおよび美術工芸品	書画、骨とうおよび美術工芸品の別	○	○	○	—	数量	一点10万円未満のものを除く
⑬		貴金属類	金、白金、ダイヤモンド等の別	○	○	○	—	数量	—
⑭		④・⑩・⑬以外の動産	適宜設けた区分の別	○	○	○	—	数量	一個または一組の価額が10万円未満のものを除く
⑮		その他の財産	預託金、保険の契約に関する権利等の適宜設けた区分の別	○	○	○	—	数量	—
⑯	債務	借入金	—	○	○	—	—	—	
⑰		未払金（支払手形を含む）	—	○	○	—	—	—	
⑱		その他の債務	前受金、預り金等の適宜設けた区分の別	○	○	○	—	—	—

（注）用途別とは、「事業用」および「一般用」の別をいう。この表は執筆日現在の法令をもとに作成したものであり、今後、実際の施行までの間に、通達等により取扱いが変わる可能性がある。

（出所）法令をもとに大和総研作成

◆国外財産について

各年の年末時点で5,000万円を超える国外財産を保有する居住者は、別途、国外財産調書¹も提出する必要がある。国外財産調書には、提出者の氏名、住所、財産の明細などを記載する（平成28年12月31日分の国外財産調書から個人番号（マイナンバー）も記載する）。

国外財産調書の財産の明細は、図表1の①～⑮の区分にしたがって記載する（国外「財産」調書であるので、国外の債務は国外財産調書には記載しない²）。なお、国外財産に係る⑥～⑨の取得価額にかかる情報については、財産債務調書の提出義務者は、国外財産調書に記載する³。

国外財産調書に記載した国外財産については、財産債務調書にはその旨とその総額を記載すれば足りる。

◆調書の提出・不提出による過少申告加算税・無申告加算税の加減算

財産債務調書の提出を促進する施策として、過少申告加算税・無申告加算税の加減算措置が設けられる。

図表2 調書の提出・不提出による過少申告加算税・無申告加算税の加減算

	申告漏れ等となった所得（に係る財産・債務）について、財産債務調書に記載があるとき	申告漏れ等となった所得（に係る財産・債務）について、財産債務調書に記載がないとき
所得税の場合	当該所得税額の5%減算	当該所得税額の5%加算
相続税の場合	当該相続税額の5%減算	—

（出所）法令をもとに大和総研作成

財産債務調書に記載した財産または債務に係る所得税の申告漏れまたは無申告（以下、申告漏れ等）を税務署から指摘された際、当該申告漏れ等につき期限内に提出された財産債務調書に記載があったときには、過少申告加算税・無申告加算税について、当該所得税額の5%が減算される。

他方、当該所得に係る資産について財産債務調書に記載すべきものだったにもかかわらず財産債務調書に記載がなかったときには、過少申告加算税・無申告加算税について、当該所得税

¹ 国外財産調書については、鳥毛拓馬「国外財産調書制度の創設」（近代セールス社『Financial Adviser』2012年6月号、pp.90-91）を参照。

<http://www.dir.co.jp/publicity/magazine/pdf/12062001.pdf>

² 従来、国外財産調書における資産の区分は、図表1の⑦・⑧・⑨の区分はなかったが、平成27年度税制改正により、図表1の①～⑮と同様の区分になった。

³ 国外財産調書を提出する必要があるが、財産債務調書の提出義務はない人の場合、国外財産調書に財産の取得価額を記載する必要はない。

額の5%が加算される。

相続税の申告漏れ等を税務署から指摘された際、当該申告漏れとなった財産について被相続人または相続人が期限内に提出した財産債務調書に記載があるときには、過少申告加算税・無申告加算税について、当該相続税額の5%が減算される。

◆罰則

財産債務調書の不提出・虚偽記載については、現在のところ、国外財産調書のような特別な罰則規定は設けられていない⁴。

もともと、税務署には財産債務調書に係る質問検査権が認められている。財産債務調書を提出すべきなのに故意に提出しなかったり、保有する財産の一部しか財産債務調書に記載しなかったりするなどの不誠実な対応をした場合、本格的な税務調査が行われる可能性も考えられるため、財産債務調書はしっかりと記載して期限内に提出すべきであろう。

◆取得価額記載時の注意事項

有価証券等については、国外のものを含め、時価だけでなく、取得価額も財産債務調書に記載する必要がある。

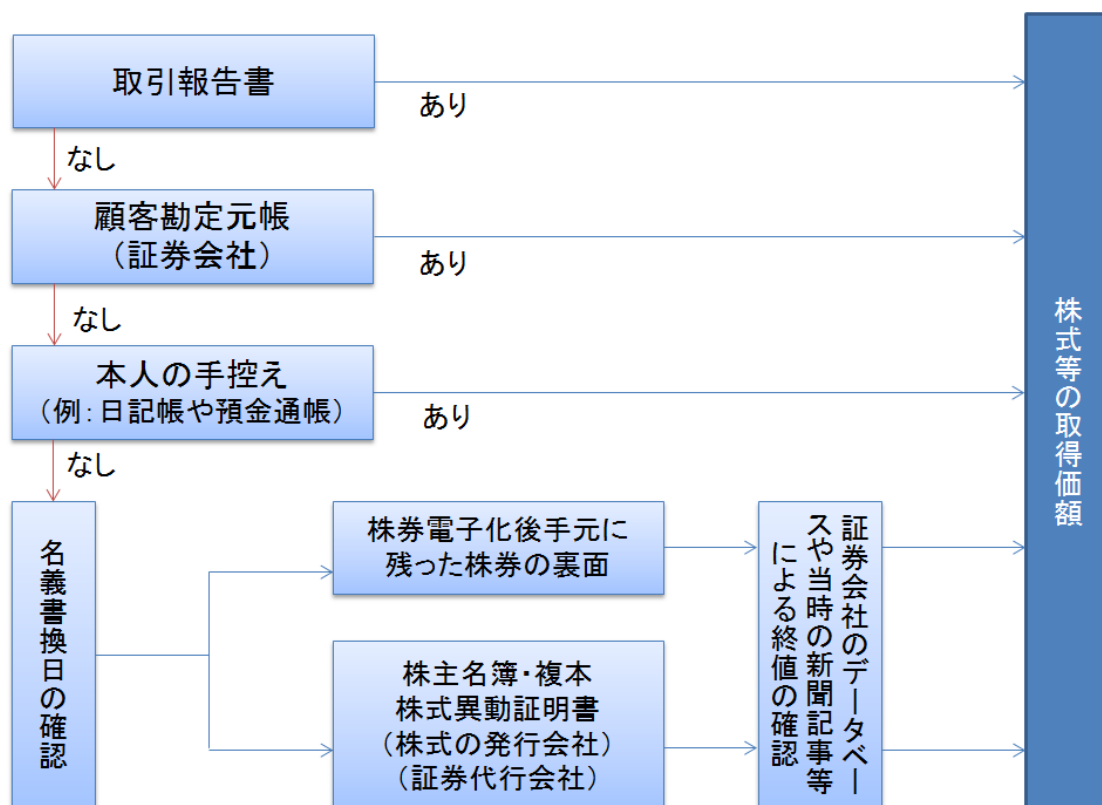
もし取得価額を正確に記載しなかった場合、後に財産債務調書に記載した有価証券等を譲渡した際に、確定申告書に添付する明細書と財産債務調書の取得価額の整合性を問われる可能性がある。

このため、初めて財産債務調書を提出するときから、有価証券等の取得価額も正確に記載する必要があるだろう。

例えば、株式等の取得価額が分からない場合、次の図表3のフローにより取得価額を確定することになっている。財産債務調書において取得価額を記載する際も、取得価額が分からないものがあれば、次の図表3のフローにしたがって、正確に記載する必要があるだろう。

⁴ 国外財産調書の不提出・虚偽記載については、1年以下の懲役または50万円以下の罰金（またはその併科）が科される（ただし、情状により罰則が免除される規定もある）。

図表 3 株式等の取得価額の確定方法



(出所)国税庁「平成21年分株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)」をもとに大和総研作成

2. 出国税（国外転出時みなし譲渡益課税の特例）の創設

通常、有価証券等の含み益は、当該有価証券を譲渡するときまで課税されず、未決済デリバティブの含み益は、差金等決済を行うときまで課税されない。一般的には、いずれかの時点で当該有価証券を譲渡したり、未決済デリバティブの差金等決済を行ったりした際には譲渡益が課税対象となる。しかし、国外に転出し非居住者となった後に当該譲渡や差金等決済を行った場合、多くの場合、日本の所得税の課税対象とならない（あるいは、課税対象になっても納税していない）ものと考えられる。

こうした場合についても、日本国の課税権を確保するため、平成 27 年度税制改正により、国外転出時みなし譲渡益課税（いわゆる出国税）の特例が設けられた。

平成 27 年 7 月 1 日以後、時価 1 億円以上の有価証券等および未決済デリバティブ等を保有する居住者が国外転出をする場合、国外転出時にそれらの有価証券等を譲渡し、未決済デリバティブ等の決済を行ったものとみなし、譲渡益が所得税の課税対象となる。

時価 1 億円以上か否かを判定する際の時価とは、納税管理人を届出ない場合は出国予定日の 3 ヶ月前の日の価額、納税管理人を届出の場合は出国日の価額で、次の算式により求める。デリバティブについては想定元本ではなく、差損益相当額で考える。

有価証券の時価

+ 所得税法施行規則で定めるところにより計算した未決済信用取引の差損益相当額

+ 所得税法施行規則で定めるところにより計算した未決済デリバティブ取引の差損益相当額

ここでいう居住者とは、原則として、国外転出の日前 10 年以内に、国内に住所または居所を有していた期間の合計が 5 年超である人のことをいい、日本国籍を有する人に限らない。

(1) 納税管理人と申告の方法

◆国外転出時の課税と納税管理人

通常、所得税は 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年を単位として課税し、翌年の 2 月 16 日から 3 月 15 日までの間に確定申告書を提出し、納税する。

一方、国外転出をする人（非居住者となる人）は、原則として出国のときまでに確定申告書を提出し、納税しなければならない。

非居住者となった後であっても、国内源泉所得を得た場合は、日本において確定申告を行い納税する義務が生じる。非居住者が毎年日本で確定申告や納税を行うことは困難なため、当該非居住者は日本国内に居住する親族や税理士などを指定し納税管理人として税務署に届出て、納税管理人が当該非居住者を代理してこのような手続きを行うことが可能である。

国外転出前に納税管理人の届出を行った場合、出国のときまでに確定申告書を提出し納税する義務はなく、納税管理人により、1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間の所得を翌年の 2 月 16 日から 3 月 15 日までの間に確定申告書を提出し、納税する。

納税管理人の届け出の有無により、国外転出時みなし譲渡益課税の課税方法が異なる。

◆納税管理人の届出を行わない場合

国外転出前に納税管理人の届出を行わない場合、国外転出時みなし譲渡益課税の対象者は、当該**国外転出の予定日の 3 ヶ月前の日の価額**で有価証券等を譲渡し、未決済デリバティブ等の差金等決済を行ったものとみなす。

その上で、その年の 1 月 1 日から出国日までの株式等の譲渡所得等や先物取引に係る雑所得などを計算し、他の所得と合わせて、**出国日までに所得税の確定申告書を作成し、所得税を納税**する。

なお、当該資産の簿価はみなし譲渡時の価額に変更される。

◆納税管理人の届出を行う場合

国外転出前に納税管理人の届出を行う場合、国外転出時みなし譲渡益課税の対象者は、**国外転出を行った日の価額**で有価証券等を譲渡し、未決済デリバティブ等の差金等決済を行ったものとみなす。

その上で、その年の1月1日から12月31日までの株式等の譲渡所得等や先物取引に係る雑所得等を計算し、他の所得と合わせて、**翌年の3月15日（確定申告の期限）までに所得税の確定申告書を作成し、所得税を納税**する。

なお、当該資産の簿価はみなし譲渡時の価額に変更される。

図表 4 納税管理人の有無別・出国税の適用の概要

	納税管理人届出あり	納税管理人届出なし
出国した年の所得税の確定申告書の提出期限	出国した年の1月1日から12月31日までの所得について、 翌年3月15日まで	出国した年の1月1日から出国日までの所得について、 出国する日まで（注）
みなし譲渡の価額	国外転出を行った日の価額	国外転出の予定日の3ヵ月前の日の価額
納税猶予制度	適用を受けられる	適用を受けられない

（注）出国後に国内源泉所得を得た場合は、出国した年の分の所得について、改めて翌年3月15日までに確定申告書を提出する必要がある。

（出所）法令をもとに大和総研作成

（2）納税猶予制度

国外転出前に納税管理人の届け出を行った場合、確定申告期限までに確定申告書の提出をする際に、国外転出時みなし譲渡益課税に係る所得税および利子税の額について納税の猶予を受けることができる。

納税の猶予を受けるには、猶予を受けるべき税額に相当する担保を提供する必要があり、猶予を受けられる期間は、**国外転出から5年間**である。猶予を受けている間は、**毎年、3月15日までに継続届出書を提出する必要がある**。

なお、5年以内に国内に帰国しない場合、国外転出日から5年以内に届出書を提出することにより猶予を受けられる期間を**10年間に延長することができる**。

◆対象資産を譲渡した場合

納税猶予の適用を受けた後、帰国する前に当該資産を譲渡した場合、その譲渡した資産に係る所得税額および利子税の額について納税猶予が終了し、当該譲渡した日の**4ヵ月後**までに税額を納付しなければならない。

この場合において、譲渡した資産の価額が国外転出時より下落しているときは、当該譲渡した日の**4ヵ月後**までに更正の請求を行うことにより、みなし譲渡による譲渡収入を実際の譲渡収入に計算し直し、納めるべき税額を減額することができる。

なお、当該財産の譲渡につき外国において所得税を納付することとなるときは、当該外国所得税を納付することとなる日から**4ヵ月後**までに、更正の請求をすることにより、当該外国所得税税額は、その人が国外転出した日の属する年において納付することとなるものとみなして、外国税額控除を適用することができる（ただし、当該外国所得税に関する法令において、当該外国所得税の額の計算に当たって本特例の適用を受けたことを考慮しないものとされている場合に限る）。

◆納税猶予期間が満了した場合

5年間または10年間の納税猶予期間が満了した場合、猶予された所得税額および利子税額を納付しなければならない。

この場合において、国外転出時から引き続き保有している資産の価額が国外転出時より下落しているときは、納税猶予期間が満了した日の**4ヵ月後**までに更正の請求を行うことにより、みなし譲渡による譲渡収入を納税猶予期間が満了した日の価額に計算し直し、納めるべき税額を減額することができる（この場合、当該資産の簿価は納税猶予期間が満了した日の価額に変更される）。

（3）帰国時等の課税取り消し

納税猶予期間内（5年間または10年間）に帰国した場合および納税猶予を受けずに5年以内に帰国した場合、国外転出時から帰国時まで引き続き有している対象資産について、国外転出時課税により課された税額を更正の請求によって取り消すことができる。この場合の更正の請求の期限は帰国した日から**4ヵ月以内**である。既に納付していた税額があるときは税額の還付を受けられる。

更正の請求を行うと、みなし譲渡はなかったものと扱われるので、当該資産の簿価はみなし譲渡時の価額から取得時の簿価に還元される。

(4) 非居住者への相続・贈与時のみなし譲渡益課税

居住者自身が国外転出して非居住者となるときだけでなく、居住者から非居住者へ、贈与・相続・遺贈（以下、贈与等）により有価証券等が移転するときも、みなし譲渡益課税の特例の対象となる。

平成 27 年 7 月 1 日以後、時価 1 億円以上の有価証券等および未決済デリバティブ等を保有する居住者から、非居住者に対し、それらの有価証券等を贈与等した場合、当該贈与等をした日の価額で有価証券等を譲渡し、未決済デリバティブ等の決済を行ったものとみなし、譲渡益が所得税の課税対象となる。

この場合、贈与等を行った居住者は所得税の課税対象となり、かつ、贈与等を受けた非居住者にとっても贈与税または相続税の課税対象となる。

なお、相続・贈与時のみなし譲渡益課税にも納税猶予の制度があり、受贈者等が帰国した（居住者となった）場合には課税取り消しの制度がある。

3. 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換

一般的に、各国の税務当局は、自国の国民が外国において保有する金融口座の情報を収集するのは難しく、外国口座を利用した脱税等が行われると税務当局が対応するのは難しくなる。

このため、OECD（経済開発協力機構）は加盟国等を対象に非居住者に係る金融口座情報の自動的交換を行う共通報告基準（CRS）を策定する取り組みを進めている⁵。この取り組みには 60 カ国以上が参加する見通し⁶で、各国の税務当局が非居住者の口座情報を自動的に交換し合うことで、適切な税務行政に資することとなる。

平成 27 年度税制改正では、日本がこの CRS に参加するための国内法の整備が行われた。

これにより、**平成 29 年 1 月 1 日以後**、銀行、証券会社、信託会社、保険会社などの一定の金融機関（報告金融機関）で、預貯金口座の開設、有価証券の口座の開設、信託契約の締結、保険契約の締結などの特定取引を行う者（口座を開設する個人や法人、国内居住者や内国法人も含まれる）は、氏名・名称、住所、生年月日、居住地図、居住地図が外国の場合は当該国の納税者番号などを記載した届出書の提出が義務付けられる。

報告金融機関は、当該特定取引を行う者が租税条約の実施相手の国・地域として省令で定める国・地域の居住者である場合は、12 月 31 日時点の報告対象契約に関する上記の情報および関連する財産の価額や運用・保有・譲渡による収入金額その他の情報を、翌年の 4 月 30 日までに、

⁵ 吉井一洋・是枝俊悟「国際租税回避への対応と金融証券取引～金融口座の自動的情報交換と BEPS プロジェクトを中心に～」(『大和総研調査季報』2015 年新春号、pp. 78-111) も参照。

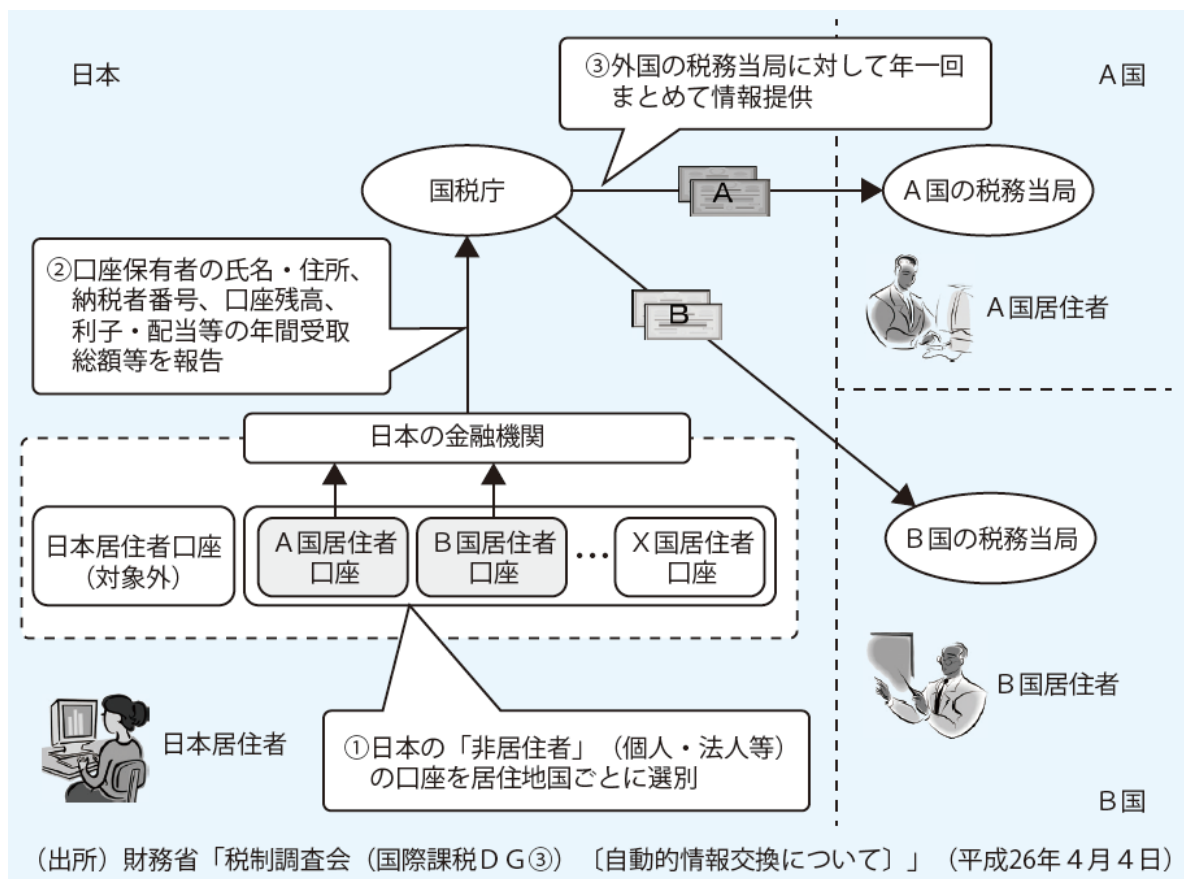
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150302_009472.html

⁶ 2015 年 6 月 4 日現在、61 カ国が参加を表明している。

<http://www.oecd.org/tax/exchange-of-tax-information/MCAA-Signatories.pdf>

税務署に提出する。初回の情報提出は、平成 29 年 12 月 31 日時点の情報について、平成 30 年 4 月 30 日までに行う。

図表 5 CRS による自動情報交換のイメージ（日本⇒外国）



税制改正により、日本の金融機関は、日本からみた非居住者の口座情報を外国の税務当局に提出する。一方で、日本が CRS に参加した場合、日本の税務当局は、日本国内居住者が外国に保有する口座情報を外国の金融機関から自動的に入手することが可能になる。

【以上】